「圏域別公共交通の充実に向けた調査検討業務（R8）」に係る企画提案書の公募について

次のとおり企画提案書を募集するので、公告する。

令和８年１０月２１日
沖縄県知事　古謝　玄太

１．業務概要

（１）業 務 名：圏域別公共交通の充実に向けた調査検討業務（R8）

（２）業務目的：

沖縄県では、令和６年度に策定された「沖縄県地域公共交通計画（以下、「本計画」という。）」において、各圏域での隣接市町村や拠点都市を結ぶ公共交通サービスのあり方を検討するため、「沖縄県地域公共交通協議会（以下、「協議会」という。）」の分科会として「市町村連携交通会議（以下「連携会議」という。）」を位置づけ、圏域別（北部・中部・南部）に公共交通に関する課題を抽出・整理し、公共交通の充実に向けたネットワークイメージについて検討を行ってきた。

また、令和８年５月に策定された「第４回中南部都市圏パーソントリップ調査都市交通マスタープラン（以下、「都市交通 MP」という。）」においては、幹・枝・葉のシームレスな接続による公共交通ネットワークの階層化と効率化が示され、市町村間連携による「葉の交通」の充実や、市町村との協働による「交通まちづくり」の促進の重要性が整理された。さらに、鉄軌道を含む新たな交通システムや、それに接続するフィーダー交通の費用対効果向上の側面においても、葉の交通から需要を集約していく視点は重要となってくる。

以上から、令和８年度の本業務においては、広域連携等を踏まえた葉の交通の充実、交通結節点の機能強化等について、連携会議を基本に、関係性の強いエリア別に検討・協議を進め、きめ細かな交通サービス実現に向けた調査検討を行うことを目的とする。

（３）業務内容：

「圏域別公共交通の充実に向けた調査検討業務（R8）仕様書」のとおり

（４）履行期間：契約締結日から令和９年３月３１日まで

（５）予 算 額：16,555,000 円（消費税［10%］税込み）の範囲内

（６）本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たすものを公募により選定し、当該業務にかかる実施方針、実施体制等に対する提案書（以下、「企画提案書」という。）の提出を求め、企画提案書の内容が業務の履行に最も適したものを受注者とする公募型プロポーザル方式の業務である。

詳細は、下に添付している「圏域別公共交通の充実に向けた調査検討業務（R8）に関する公募型プロポーザル実施要領」及び「圏域別公共交通の充実に向けた調査検討業務（R8）仕様書」等をご覧ください。

なお、本事業の公募内容に関する説明会は特に設けておりません。

【参加事業者の応募要件】

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

（１）　沖縄本島内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通しており、過去 10 年間に、「市町村連携会議または地域公共交通計画等」に関する調査・研究等を行ったことがあること。

（２）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（注）地方自治法施行令第 167 条の４
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（３） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

（４） 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第６条に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条の規定に該当しないこと。

（５） 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

（６） 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。

（７） 労働関連法令を遵守していること。

（８） 配置予定技術者については、博士「工学」、技術士（総合技術監理部門・建設［道路又は都市及び地方計画］又は建設部門［道路又は都市及び地方計画］）もしくは RCCM（道路又は都市及び地方計画部門））の資格を有する管理技術者及び担当技術者を配置（担当技術者は少なくとも１ 名配置）すること。

（９） 照査技術者については、（８）配置予定技術者に要する資格保有と同じ。

(10) 管理技術者は、沖縄本島内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通しており、下記に示される同種業務又は類似業務について、平成 28 年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務及び照査技術者として従事した実績は含まない。）において、実施した業務１件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：沖縄県の発注業務で、「市町村連携会議または地域公共交通計画等」にかかる検討を行った業務

類似業務：沖縄県以外の公的機関の発注業務で、「市町村連携会議または地域公共交通計画等」にかかる検討を行った業務

(11) 照査技術者は、(10) の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。但し、職務上従事した立場は照査技術者も認める。

(12) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表する事業者が応募を行い、代表する事業者は上記全て、その他構成員は上記（２）～（７）の要件を満たすこと。

２．書類等の提出場所及び問い合わせ先等

（１）書類等の提出場所及び問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号 沖縄県庁７階

沖縄県 企画部 交通戦略推進課 次世代交通計画推進班（担当：上原、西里）

電 話：098-894-2616

メール：uehataka@pref.okinawa.lg.jp

（２）質問書、企画提案書の提出場所及び提出方法

質 問 書：２（１）のメールアドレスに送付（必ず担当者に受信確認すること）

企画提案書：２（１）の場所に持参又は郵送（到着確認可能な手段に限る）により提出

３．その他

（１）書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

（２）期限までに提出のあった企画提案書について、後日、沖縄県から照会を行う場合がある。

（３）提出書類等の作成・提出等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

（４）提出された企画提案書等については公表しない。
（５）審査内容及び審査経過については公表しない。
（６）その他スケジュール、様式等は実施要領による。
（７）実施要領に適合しない応募は無効とする。
（８）土木設計業務等積算基準による積算とする。